# 騒音規制法の特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分 <sup>※</sup>	規制基準	
騒音の基準	第1号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85	
織日の至牛	第2号区域	デシベル以下	
作業時間に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間に 行われないこと	
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間に 行われないこと	
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)	
	第2号区域	14時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)	
作業期間に関する基準	第1号区域	連続して6日を超えないこと	
	第2号区域	足がにして口で면んないこと	
日曜休日に関する基準	第1号区域	・日曜日その他の休日に行われないこと ・	
口唯か口に因りる卒牛	第2号区域	口唯口での一門の一件口に11474でない。こと	

ただし、次の場合は適用除外となります。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

### ※区域の区分

第1号区域	①特定施設の規制基準で定める第1種、2種、3種区域 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむ ね80メートル以内の区域
第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

## 振動規制法の特定建設作業に係る規制基準

規制種別	区域の区分 <sup>※</sup>	規制基準	
振動の基準	第1号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75 特定建設作業の場所の敷地境界線で75	
派到の奉牛	第2号区域	デシベル以下	
佐業時間に関する甘油	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間に行われないこと	
作業時間に関する基準	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間に 行われないこと	
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)	
	第2号区域	14時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)	
作業期間に関する基準	第1号区域	連続して6日を超えないこと	
	第2号区域	達がして0日で超えない。ここ	
日曜休日に関する基準	第1号区域	日曜日その他の休日に行われないこと	
口唯か口に因りる卒牛	第2号区域	口曜日での個の外口に打りからにこ	

ただし、次の場合は適用除外となります。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

### ※区域の区分

第1号区域	①振動規制地域において、緑色又は黄色に色分けした区域 ②振動規制地域において、赤色に色分けした区域のうち、学校、 保育所、病院、診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保連 携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

## 県条例の特定建設作業に係る規制基準

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリート カッター
騒音の基準	第1号区域	- 85デシベル以下	75デシベル以下		
	第2号区域				
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時の間に発生するものでないこと 午後10時から翌日の午前6時の間に発生するものでないこと			
TF未时列に関する基準	第2号区域			٤	
1日当たりの作業時間 -	第1号区域	10時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)			
	第2号区域	14時間を超えないこと(開始日に終了する場合を除く。)			
<b>佐米加朗に関</b> せて甘淮	第1号区域				
作業期間に関する基準	第2号区域	─」連続6日を超えないこと			
日曜休日の基準	第1号区域	一日曜日その他の休日に行わないこと			
	第2号区域				

ただし、次の場合は適用除外となります。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

#### ※区域の区分

第1号区域	①特定施設の規制基準で定める第1種、2種、3種区域 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の敷地の周辺おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域